

平成 29 年 2 月 20 日より、
シートを被せていない車両は仮置場へ搬入できません!!

廃棄物計画課

平素から熊本地震からの復興へのご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、家屋解体施工業者の皆様におかれましては、解体廃棄物運搬時の飛散、落下防止についてお願いしているところでございますが、いまだに解体廃棄物の道路上への飛散、落下が多く対応に苦慮しております。

このような状況が続きますと、重大な事故等が発生することとも想定されますので、仮置場への運搬及び搬入時には必ず車両荷台へシート（ネット可：但し被せた状態で網目 5 cm 以下）を被せるようお願いいたします。なお、平成 29 年 2 月 20 日よりシートを被せていない車両は搬入ができませんので、ご注意ください。

搬入車両荷台へのシート掛け運用開始日

平成 29 年 2 月 20 日より

シートを被せていない車両については、仮置場への搬入は出来ません。

【仮置場への搬入に関するお問い合わせ】

仮置場コールセンター：096-200-1426

受付時間：月曜日から土曜日の 8:30 から 17:00 まで

シート掛け例
側面より



後方より



※積荷が飛散、落下しないように積荷部分全面を覆うように被せてください。